

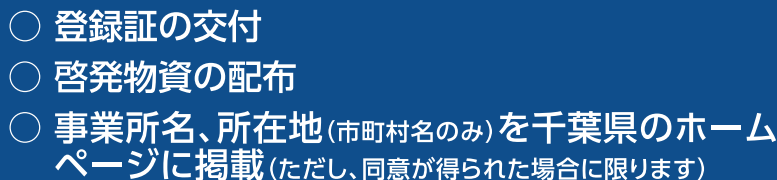
千葉県では、飲酒運転のない、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、飲酒運転根絶を宣言して実践する(裏面の【宣言事項】参照)事業所を登録しています。

登録されると次のような特典があります。

千葉県 千葉県 千葉県 千葉県

飲酒運転根絶宣言事業所登録証

所長 氏名



千葉県内で事業を営む事業所



次の①か②のどちらかに申込

千葉県のホームページから申込書をダウンロードし、Eメールで提出
又は、ちば電子申請サービスから申込。



ちば電子申請サービス
申込ページ

申込書を県内の各警察署交通課窓口(平日、窓口が開いている時間帯のみ)に直接提出して申込。

犬一

チーバくん

TEL :043-223-4134 FAX :043-221-2969

【 宣 言 事 項 】

一、道路交通法規を遵守し、飲酒運転は絶対にしない。

一、車両を運行する際に、従業員の飲酒の有無を確認する。

一、飲酒運転を行うおそれのある人に対して車両や酒類を提供しない。

一、飲酒運転を発見したときは、速やかに警察に通報する。

一、「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という飲酒運転根絶の理念を持ち続け、社会から飲酒運転が根絶されるよう、この取組を継続する。

